

大磯町国府学童保育クラブ運営業務委託事業者募集要領

令和4年9月

大磯町町民福祉部子育て支援課

1 公募の趣旨

大磯町放課後児童健全育成事業の魅力ある運営と安定した支援員等の確保のため、民間の持つ柔軟性を発揮し、参加児童が安全・安心に生活でき、保護者の期待に応えられる意欲と活力に満ちた事業者を公募型プロポーザル方式で選考するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 対象学童保育クラブの概要

対象学童保育クラブの現況

施設名称	大磯町国府学童保育クラブ						
委託団体	社会福祉法人 恵伸会						
所在地	大磯町月京 18 番 26 号 (国府小学校隣接地)						
敷地面積	495.55㎡						
延床面積	182.18㎡						
建物	軽量鉄骨造り平屋建て (平成 20 年 3 月建築) 主な施設 ・プレイルーム 117.59㎡ ・休憩室 4.97㎡ ・多目的室 64㎡ (学校に許可を得て一時的に使用しているスペースです。) ・手洗い・トイレ・事務室						
支援単位	2支援単位						
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	
児童数 (令和 4 年 5 月 1 日現在)	111 人	25 人	23 人	18 人	23 人	14 人	8 人

在籍児童数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
児童数	90 人	104 人	105 人	104 人

3 業務概要

(1) 業務名

大磯町国府学童保育クラブ運営業務委託

(2) 主な業務

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業としての国府学童保育クラブの日常運営業務で、主な内容は次のとおり。

ア 児童の生活指導、安全確保、遊びの支援 (特別支援児童や養育困難家庭への対応を含む。)

イ 入退会事務

ウ 当該施設及び物品の保全 (建物・設備の大規模修繕は、町が行います。)

エ おやつ提供及びおやつ代の管理

オ 生活の場としての環境整備

カ 当該学童保育クラブの運営を通じての子育て支援

キ 学校、地域との連携等、その他当該学童保育クラブの運営に必要な事業

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※契約は、単年度となります。ただし、継続して事業の実施が妥当であると判断できる場合は、最長5年間を限度とし、継続して委託契約を結ぶことができることとする。

(4) 事業規模

ア 委託料

年額 8,582,500 円（児童数 111 人の場合の参考価格。）

※委託料の対象経費は、クラブの管理運営に要する経費のうち、飲食物費を除く指導員の配置費、運営費、施設管理費とし、放課後児童健全育成事業に係る国又は県の当該補助基準相当額とします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すための参考金額であるため、国及び県の補助基準額や学童の児童数、実施事業の状況により金額変動することがあります。

※契約金額は、令和5年度予算の議決を前提にした予算金額となるため、議決及び事業規模により、予算金額を含む内容は変更される場合があります。

※上記、参考金額には、次の経費は含まれていません。

- ①特別支援児童対応経費（加配職員の人件費）
- ②光熱水費、火災保険料、各種保守委託料
- ③施設の修繕費（1 件 10 万円以上）
- ④備品費（1 件 10 万円以上）

イ 学童保育クラブの対象となる児童、保育時間、休業日

●対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいない町内小学校に就学する1～6年生の児童。

●保育時間

通常時 児童の下校時～午後6時00分
(延長：午後7時00分まで)

学校休業日（夏休み等）午前8時00分～午後6時00分
(延長：午前7時30分から午前8時00分、
午後6時00分から午後7時00分まで)

土曜日 午前8時00分～午後6時00分
(延長：午前7時30分から午前8時00分、
午後6時00分から午後7時00分まで)

●休業日

日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3）

ウ その他

●当該学童保育クラブの施設、設備、備品は、無償で使用できます。

なお、国府小学校グラウンドの使用については、小学校が主催する行事等の他、教育委員会が使用を許可した活動に使用する場合を除き、他の利用者の妨げにならない限り、使用することができます。

●学童保育クラブの入会決定は、事業者が行います。

●特別支援児童の受け入れを行うこととします。なお、特別支援児童対応経費は委託料で措置します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO 法人及び株式会社など法人格を有し、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を現に運営しており、かつ、その業務を実施した実績が 1 年以上あること。ただし、当該法人の経営体制や職員構成等により事業を遂行する能力があると町が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 大磯町暴力団排除条例（平成 24 年大磯町条例第 7 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年（5 月 3 日号外）政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 破産、民事再生、会社更生その他これらに順ずる手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 学童保育クラブの運営条件

- (1) 神奈川県内に事業所等を有すること。
- (2) 児童福祉法、大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、大磯町放課後児童健全育成事業実施要綱などその他関係法令を遵守し、児童の権利に関する見識を持って、学童保育クラブ運営を安定して行うこと。
- (3) 学童保育クラブと子育てを支える地域づくりに関する基本姿勢と理念などを持って、学童保育クラブ運営を行うこと。
- (4) 現行の学童保育クラブの水準を維持すること。また、新たなニーズに柔軟に対応するとともに、町の助言等に対し適切に対応すること。
- (5) 現行の保育・育成内容及び年間行事等を可能な限り引き継ぐこと。なお、変更する場合は、保護者と協議すること。
- (6) 令和 5 年 3 月までの期間において、前運営事業者と運営業務全般にわたり引継ぎができ、令和 5 年度当初から町と運営業務契約を締結できること。なお、引継ぎにかかる経費は全て法人が負担すること。
- (7) 職員及びクラブ責任者の配置については、次に掲げる事項を満たすこと。
 - ア 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に示す資格を有する者を配置すること。
 - イ 現在の国府学童保育クラブに勤務する職員が継続雇用を希望する場合は、雇用について配慮すること。
 - ウ 質の高い職員を確保し、保育・育成環境の維持向上が図られるよう、年齢や経験年数を考慮したバランスの取れた配置を行うこと。
 - エ 学童保育クラブに、学童保育クラブの責任者を配置すること。
 - オ 責任者は、児童福祉施設・事業、または、学校教育法に定める幼稚園・小学校・中学

校での勤務経験、もしくは児童の健全育成活動に携わった期間が、概ね5年以上ある者
とすること。

カ 全ての職員は学童保育クラブ専任とすること。

(8) 障がいのある児童の保育について、十分な知識と理解を有していること。

(9) 「放課後子ども教室」との連携を図り、放課後子ども総合プランとして一体化運営
に積極的に協力すること。

(10) 「朝の子どもの居場所づくり事業」の運営業務についても、別途受託できること。

(11) 備品及び消耗品、建物の構成部分のうち内装その他建物の主要な構成部分と認め
られないものについては事業者の負担とする。ただし、1件10万円以上（消費税等を含
む）を要する負担については、町と協議する。また、既に設置されている備品の所有権
は、原則、町に帰属するものとする。

6 保育料等

(1) 保育料は、現行の水準を維持し、適正な管理を行うこと。

(2) 保育料等の徴収は事業者が行うこと。

7 企画提案書の内容等

(1) 法人の理念や組織について

- ① 法人の運営理念
- ② 法人の組織
- ③ 法人の活動実績

(2) 学童保育クラブ運営に関する提案

ア 育成内容

- ① 基本方針
- ② 日常の育成内容
- ③ 生活指導等
- ④ 特別な配慮が必要な児童への支援
- ⑤ 行事計画
- ⑥ 地域の実情に即した運営
- ⑦ 特別支援児童対応
- ⑧ おやつ

イ 安全・衛生・健康管理

- ① 健康管理
- ② 衛生管理・環境整備
- ③ 事故・急病時対応
- ④ 危機管理

ウ 子ども家庭支援・保護者・地域関係機関との連絡・連携

- ① 子ども家庭支援（支援の必要な子どもや家庭に対する支援等）
- ② 保護者や父母会との連絡・連携
- ③ 地域との連携・協働

エ 運営管理

- ① 職員の採用
- ② 学童保育クラブの責任者
- ③ 職員の健康管理
- ④ 情報提供と個人情報保護

オ 引継ぎ計画

(3) サービス向上に関する提案

ア 運営上の工夫

- ① 意見・要望等の対応
- ② サービス向上に向けた提案
- ③ 評価

イ 付加的サービスの考え方

- ① 具体的な内容
- ② 料金設定

(4) 地域における子育て支援の役割に関する提案

(5) 運営費積算調書について

8 実施スケジュール

日付	実施内容
令和4年9月27日(火)	募集要領の公表、配布
令和4年9月27日(火) から 令和4年10月17日(月) 午後5時まで	企画提案書等提出期間
令和4年10月下旬(予定)	第一次審査(書類審査)
令和4年11月9日(水)(予定)	第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)
令和4年11月下旬(予定)	受託事業者の最終決定
令和5年1月～3月(予定)	引継ぎ
令和5年4月	受託事業者による運営開始

9 実施要領の内容についての質問受付

(1) 受付方法

別紙質問票に質問内容を記載の上、FAX または E-mail により提出してください。
 なお、未到着等の事故を防ぐため、電話で送付の旨の連絡をお願いします。

E-mail : kosodate@town.oiso.kanagawa.jp

(2) 受付先

「14 担当課(問い合わせ先)」に同じ。

(3) 受付期限

令和4年10月7日(金) 午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、大磯町公式ホームページ上で公開します。

(10月12日(水) 掲載予定)

町ホームページアドレス <http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりです。

書類 番号	件 名	様式
1	参加申込書（1部：正本に添付）	様式1
2	法人登記簿謄本（1部：正本に添付）	指定なし
3	定款（写）	指定なし
4	設立趣旨書	指定なし
5	法人構成員名簿	様式2
6	法人の組織図	指定なし
7	年間事業計画書（直近のものを添付）	指定なし
8	子育て支援・児童に関する事業・施設の運営実績、受託実績に関する書類（1部：正本に添付）パンフレット等可	指定なし
9	納税証明書（1部：正本に直近のものを添付）	指定なし
10	収支決算に関する書類 ① 事業報告書 ② 計算書類（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書・同内訳表、消費（事業活動）収支計算書・同内訳表、附属明細表） ③ 監事による監査報告書 ④ 公認会計士による監査報告書（実施している場合） ⑤ 法人税申告書（直前期分）	指定なし
11	職員給料表	指定なし
12	就業規則	指定なし
13	職員育成計画書（人材育成方針や研修計画など）	指定なし
14	企画提案書	様式3

(2) 提出部数

ア 提出書類は、正本1部と副本（コピー可）14部の合計15部（1部ずつA4ファイルに綴じる）、提出書類のデータファイル（CD-R等）1部。

※町は、選定実施に伴い、提出書類の内容を使用する必要があるため、必要に応じて提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 様式を指定していない書類は、原則として、A4版（縦）で作成してください。

ウ 提出書類の「14 企画提案書」については、紙媒体とは別にデータファイル（CD-R等）でも提出してください。

エ 正本及び副本は、提出書類一式を「9（1）の提出書類」の順番にファイルに綴り、タックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるように提出してください。

(3) 提出方法

提出書類の確認を行いますので、原則として、持参してください。（事前に連絡の上、

お越してください。) なお、郵送する場合は事前にご相談ください。

(4) 提出先

「14 担当課（問い合わせ先）」に同じ。

(5) 提出期限

令和4年10月17日（月）午後5時（必着）

11 受託候補者の選定手順

大磯町国府学童保育クラブ運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査します。

選定委員会で審査した結果に基づき、町が最終的な決定をします。

(1) 審査方法

ア 選考の方法は、書類審査（第一次審査）をした後に、法人代表者等のプレゼンテーション・ヒアリング審査（第二次審査）を行います。なお、必要に応じて既存施設の実地調査を実施することがあります。

また、第二次審査の日時・場所については、書類選考された応募法人に後日連絡します。

イ 選考は、「選定委員会」において審査し、その後、審査の結果に基づき町が最終的な決定をします。

(2) 受託候補者選定結果通知

町による最終決定後、令和4年11月下旬（予定）までに通知します。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 参加資格を満たさなくなった場合。

(3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。

(5) 前各号のほか、提出にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

13 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成にあたっては、当該学童保育クラブの見学や資料を参考にし、現在の運営内容を十分に把握した上で作成してください。

(2) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。

(4) 提出書類については返却しません。

(5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、大磯町情報公開条例に基づき、企画提案書等を公開することがあります。

14 担当課（問い合わせ先）

大磯町町民福祉部 子育て支援課 子育て支援係

所在地：〒255-8555 大磯町東小磯 183 番地

電 話：0463-61-4100 内線305

FAX：0463-61-1991

E-mail：kosodate@town.oiso.kanagawa.jp

別紙【質問票】

質 問 票

令和 年 月 日

大磯町町民福祉部
子育て支援課 あて

所在地	
名称	
代表者名	
担当者名	
所属・役職	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

国府学童保育クラブ運営業務委託のプロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※質問票は、令和4年10月7日（金）午後5時までに、FAXまたはE-mailのいずれかで提出してください。

【質問票の提出先（担当課）】

大磯町町民福祉部 子育て支援課 子育て支援係
電話：0463-61-4100（内線305）
FAX：0463-61-1991
E-mail：kosodate@town.oiso.kanagawa.jp

(様式1)

令和 年 月 日

参加申込書

大磯町長 殿

所在地

法人名

代表者氏名

大磯町が公募した国府学童保育クラブの運営業務委託に係るプロポーザルに参加しますので、企画提案書等の提出書類を別紙一覧のとおり提出します。

なお、受託候補者に選定された場合は、学童保育クラブ運営業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

また、参加申込書及び提出書類の記載内容に相違のないことを申し添えます。

法人名		
事務担当者氏名		
主たる事務所		所在地 電話
町からの連絡先		
参加資格 (チェックをつける)	法人種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人
		<input type="checkbox"/> 学校法人
		<input type="checkbox"/> NPO 法人
		<input type="checkbox"/> 株式会社等の法人
	その他の条件	<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業に関し、地方公共団体から業務を受託（指定管理を含む）又は事業を実施しており、実績等が1年以上ある。
		<input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない。
		<input type="checkbox"/> 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号の暴力団及び同条第4号の暴力団員等に該当していない。
		<input type="checkbox"/> 大磯町競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に定める指名停止要件に該当していない。
		<input type="checkbox"/> 大磯町契約における暴力団等排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していない。
		<input type="checkbox"/> 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない。
<input type="checkbox"/> 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納している。（又は課税されていない。）		

提出書類一覧

書類 番号	件 名	町確認
1	参加申込書（1部：正本に添付）	
2	法人登記簿謄本（1部：正本に添付）	
3	定款（写）	
4	設立趣旨書	
5	法人構成員名簿	
6	法人の組織図	
7	年間事業計画書（直近のものを添付）	
8	子育て支援・児童に関する事業・施設の運営実績、受託実績に関する書類（1部：正本に添付）パンフレット等可	
9	納税証明書（1部：正本に直近のものを添付）	
10	収支決算に関する書類 ① 事業報告書 ② 計算書類（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書・同内訳表、消費（事業活動）収支計算書・同内訳表、附属明細表） ③ 監事による監査報告書 ④ 公認会計士による監査報告書（実施している場合） ⑤ 法人税申告書（直前期分）	
11	職員給料表	
12	就業規則	
13	職員育成計画書（人材育成方針や研修計画など）	
14	企画提案書	

(様式3)

企画提案書

法人名	
-----	--

(1) 法人の理念や組織について

①	法人の運営理念
②	法人の組織
③	法人の活動実績

(2) 学童保育クラブ運営に関する提案

ア	育成内容
①	基本方針（学童保育クラブを運営するにあたっての基本方針、運営理念について記入してください。）
②	日常の育成内容（日常の育成内容に対する具体的な考えを記入してください。なお、平日分と学校休業日分のスケジュールを別途添付してください。）
③	生活指導等（生活指導全般にわたる考え方や方針について、具体的に記入してください。）
④	特別な配慮が必要な児童への支援（日常のケア、遊びの支援など、特別な配慮が必要な児童への支援についての考え方について記入してください。）

⑤	行事計画（行事計画を立案するにあたっての基本的な考え方について記入してください。）
⑥	地域の実情に即した運営（対象学童保育クラブの立地条件等の環境要因等を十分に把握した上で、どのように地域の実情に即した運営を行っていくのかを具体的に記入してください。）
⑦	特別支援児童対応（心身に障がいがある児童に対して、どのような対応を考えているかを記入してください。）
⑧	おやつ（おやつに関する基本的な考え方について記入してください。）

イ	安全・衛生・健康管理
①	健康管理（児童の健康管理に関する考えや計画を具体的に記入してください。）
②	衛生管理・環境整備（衛生管理・環境整備に関する考えや計画を具体的に記入してください。）
③	事故・急病時対応（事故や急病時に対する対応として、どのようなことを考えているか記入してください。）
④	危機管理（災害時対策・避難勧告対策・不審者対策を含む） （地域の実情を踏まえた上で、危機管理全般にわたる考えについて、基本的な考えを記入してください。）

ウ	子ども家庭支援・保護者・地域関係機関との連絡・連携
①	子ども家庭支援（支援の必要な子どもや家庭に対する支援、虐待対応に対する考えを記入してください。）
②	保護者や父母会との連絡・連携（保護者や父母会との連絡・連携をどのように考えているかを記入してください。）
③	地域との連携・協働（地域との連携・協働に対する考えを記入してください。）

エ	運営管理
①	職員の採用（採用条件や採用人数、採用形態、勤務時間、待遇などについて記入してください。）

②	学童保育クラブの責任者（責任者に対する考えを記入してください。なお、責任者として予定している職員がいる場合は履歴書を添付してください。予定者がいない場合は、どのような職員を責任者とする予定であるかを記入してください。）
③	職員の健康管理（職員の健康管理についての考えを具体的に記入してください。）
④	情報提供と個人情報保護（学童保育クラブ運営に係る保護者等に対しての情報提供をどのように行っていくか、また、個人情報保護の具体的な方策を記入してください。）

オ	引継ぎ計画（令和5年3月までに予定している引継ぎについての考えを記入してください。）
---	--------------------------------------------

(3) サービス向上に関する提案

ア	運営上の工夫
①	意見・要望等の対応（保護者からの意見や要望等について、どのような考えがあるか、また、それらにどのように対応しようと考えているかを記入してください。）
②	サービス向上に向けた提案（将来的に実施していきたい提案がありましたら、その内容と実施時期、期待される効果等について記入してください。）
③	評価（外部評価など、評価に関する考えを記入してください。）

イ	付加的サービスの考え方
①	具体的な内容（委託する運営業務以外に、貴法人が独自に行うサービス内容について記入してください。）
②	料金設定（貴法人の考える学童保育クラブに付加するサービスの付帯的な内容①の料金設定について記入してください。なお、当サービスは、法人と保護者との私的契約によって提供され、利用料は法人の収入となります。）

(4) 地域における子育て支援の役割に関する提案

町では、原則毎週水曜日の放課後時間を利用して、「放課後子ども教室」を開催しています。また、小学校の始業前の時間を利用して、「朝の子どもの居場所づくり事業」を実施しています。放課後子ども教室との連携及び朝の子どもの居場所づくり事業の運営を含め、地域における子育て支援に対する考え方を記入してください。（放課後子ども教室との連携や、朝の子どもの居場所づくり事業の運営、また、地域における子育て支援に対してどのような活動を考えているかを記入してください。）

(5) 運営費積算調書について

運営費積算調書作成にあたっての前提条件

①令和4年5月1日現在の児童数（111人）で積算してください。（特別支援児童2人）

②積算する必要のある経費

- 人件費（雇用保険等事業主負担分を含む）
- 運営事務費（事業、行事の経費等、運営に必要な一切の経費、事務用品費、研修費等を含む）
- 管理事務費（照明器具用品、トイレトペーパー代など、施設の日常的維持に必要な一切の経費を積算する）
- 法人事務費（当該学童保育クラブを受託するのに必要な法人としての経費を積算する）

③積算する必要のない経費

- 光熱水費